

令和5年12月1日現在

1. 商品名	・しんきんリフォームプラン
2. ご利用いただける方	<p>次の条件をすべて満たされる方。</p> <p><input type="checkbox"/> 満18歳以上の方</p> <p><input type="checkbox"/> 当金庫営業区域内に居住または勤務している方</p> <p><input type="checkbox"/> 安定継続した収入がある方</p> <p><input type="checkbox"/> 申込人本人持家またはその家族の方</p> <p><input type="checkbox"/> 自宅建物について(根) 抵当権・差押等の各種(仮) 登記がない方</p> <p>① 他行住宅ローンにかかる抵当権(根抵当権は除く)および当金庫貸付(事業資金・住宅ローン等を含む)にかかる(根) 抵当権は例外として除きます。</p> <p>② 他行住宅ローンとは、住宅取得にかかる「金融機関、生命保険会社、損害保険会社、地方自治体、住宅金融支援機構・年金等の公的融資、申込人の勤務先または共済組合」の住宅ローンを指し、信販会社等の住宅ローンは含みません。</p> <p>③ 当金庫貸付には、当金庫が取扱店、代理店として取扱う代理貸付によって貸出が行われたものも含まれます。</p> <p><input type="checkbox"/> 保証会社の保証が受けられる方</p>
3. お使いみち	<p>次の資金のうち、工事契約先へ振込を行っていただきます。</p> <p>(但し、支払済み資金及びご融資金額の20%か50万円のいずれか大きい金額については振込みを行わなくても良い場合があります。)</p> <p>(1) 家屋増改築資金・住居修繕資金</p> <p>① 申込人が居住(居住予定を含む)し、申込人もしくはその家族が所有している自宅、またはその家族が居住し申込人が所有している自宅の増改築資金・修繕資金。</p> <p>② 付随して発生する諸費用も対象とします。</p> <p>③ 申込時点で、支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金(工事請負時に支払う手付金・契約金に限る)も対象といたします。</p> <p>但し、事業性のものや、支払先が申込人経営先(申込人またはその配偶者・親・子が営む自営業者・法人)及び支払先が申込人の配偶者、親、子の場合は対象外とさせていただきます。</p> <p>(2) リフォームローンの借換資金</p> <p>① 借り換えるローンは、資金用途が上記(1)-①に該当し、金融機関(当金庫含む)・信販会社等から申込人が借り入れたローン(無担保)に限りです。</p> <p>② 借り換えに伴う繰上げ完済にかかる手数料を含みます。</p> <p>③ 借り換えに伴う期間延長もできますが、返済に窮しての借り換えでないこと。</p> <p>④ 借り換えるローンがしんきん保証基金保証付である場合、既借入にかかる未経過分の保証料の返戻はできません。</p> <p>(3) 住宅ローンの借換資金</p> <p>① 上記(1)、(2)と合わせての申込のみ対象となります。</p> <p>② 申込人本人のものであり、かつリフォームを行う物件の取得にかかるもの(またはそれを借り換えたもの)に限りです。</p> <p>③ 借り換えに伴う繰上げ完済にかかる手数料を含みます。</p> <p>④ 借り換え直前3ヵ月間の約定返済に1回(3営業日以上)の履行遅延がない方。</p> <p>(4) リフォームに付随して必要となるインテリアや家電等購入資金</p> <p>※ 家屋増改築資金・住居修繕資金と合わせた申込みで、100万円までとなります。</p> <p>(5) 空き家解体に関する資金</p> <p>① 空き家解体費用およびそれに伴う諸費用。(建物解体後の滅失登記費用を含む。)</p> <p>② 解体を用途とし、金融機関(当金庫含む)・信販会社等から借り入れたローンの借換え資金及び借換えに伴う繰上完済にかかる手数料。</p> <p>※ 事業専用で使用していた建物は対象となりません。</p> <p>③ 申込時点で、支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金(工事請負時に支払う手付金・契約金に限る)も対象といたします。</p>

4. ご融資金額	1,000万円以内(1万円単位) 但し、本商品ご融資金額と他金庫取扱分を含めたしんきん保証基金保証付消費者ローンの累計額が3,000万円以内とさせていただきます。 ※お使いみちが空き家解体費用の場合、ご融資金額の上限は500万円となります。												
5. ご返済期間	15年以内												
6. ご融資金利	当金庫所定の金利を適用させていただきます ※ご融資金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。												
7. 担保・保証人	不要です												
8. 保証会社	一般社団法人しんきん保証基金												
9. 保証料	<p>年0.54%(毎月払型) 保証料は融資金利に含まれますので、別途ご負担いただく必要はございません。 □リフォームプランプライム 本商品の申込時点またはご融資実行日において、下記の条件を満たした方が利用できます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象ローン(次のいずれか)</th> <th>対象ローンの条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>全ての基金保証付個人ローン、基金保証付フリーローン、もしくは基金保証付住宅ローン</td> <td>利用状況が次のいずれかに該当する場合 a.貸付実行日から6ヶ月以上経過し、直近の約定返済が行われている b.完済して3年以内</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>すべての基金保証付のカードローン《セットプランを含む》</td> <td>次のいずれかに該当する場合 a.既にご契約いただいている b.新規でご契約いただくリピートプランの貸付実行日までに、左記カードローンのご契約が可能</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>本件リフォームプラン</td> <td>インターネットからお申込みの方</td> </tr> </tbody> </table> <p>年0.48%(毎月払型) 保証料は融資金利に含まれますので、別途ご負担いただく必要はございません。 ※詳しくは窓口までお問い合わせ下さい。</p>		対象ローン(次のいずれか)	対象ローンの条件	①	全ての基金保証付個人ローン、基金保証付フリーローン、もしくは基金保証付住宅ローン	利用状況が次のいずれかに該当する場合 a.貸付実行日から6ヶ月以上経過し、直近の約定返済が行われている b.完済して3年以内	②	すべての基金保証付のカードローン《セットプランを含む》	次のいずれかに該当する場合 a.既にご契約いただいている b.新規でご契約いただくリピートプランの貸付実行日までに、左記カードローンのご契約が可能	③	本件リフォームプラン	インターネットからお申込みの方
	対象ローン(次のいずれか)	対象ローンの条件											
①	全ての基金保証付個人ローン、基金保証付フリーローン、もしくは基金保証付住宅ローン	利用状況が次のいずれかに該当する場合 a.貸付実行日から6ヶ月以上経過し、直近の約定返済が行われている b.完済して3年以内											
②	すべての基金保証付のカードローン《セットプランを含む》	次のいずれかに該当する場合 a.既にご契約いただいている b.新規でご契約いただくリピートプランの貸付実行日までに、左記カードローンのご契約が可能											
③	本件リフォームプラン	インターネットからお申込みの方											
10. ご返済方法	<input type="checkbox"/> 毎月元金均等または毎月元利均等割賦償還 6ヶ月毎の増額返済もご利用できます。(但し、増額返済分はご融資金額の50%以内) <input type="checkbox"/> 元金返済の据置期間は6ヶ月までとさせていただきます												
11. 手数料	<p>次の場合、手数料が必要となります。</p> <input type="checkbox"/> 全額繰上返済された場合(借入日から5年未満)・・・5,500円(消費税込) <input type="checkbox"/> 期間短縮一部繰上返済(元金100万円以上)・・・5,500円(消費税込)												
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または法務部(9時～17時、電話:0944-52-3358)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記法務部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫法務部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。</p>												

○審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

○店頭で返済額の試算をさせていただきます。